

次期富山県大気環境計画 骨子案

構成については、現行計画を踏襲しつつ、新たな課題や施策、目標等を盛り込む。

第 1 章 総論

計画の背景や性格を整理するとともに、計画期間及び対象地域を定める。

第 2 章 大気環境の現況及び将来予測

大気環境の現状、大気汚染物質の排出の状況及び将来予測、大気環境に関する県民アンケートの結果等について整理する。

第 3 章 主要課題

大気環境の向上に向けて、本県が取り組むべき課題について整理する。

○ 大気環境に関する課題【資料 4 参照】

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| ④ 1 光化学オキシダント対策の推進 | 7 大気環境保全活動の推進及び大気環境に関する県民への情報提供の充実 |
| 2 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進 | 8 環日本海地域の環境保全及び国際環境協力の推進 |
| ④ 3 大気環境の改善及びカーボンニュートラル実現に向けた取組みの推進 | 9 環境放射線モニタリングの実施 |
| ④ 4 石綿（アスベスト）飛散防止対策の強化 | ④ 10 デジタル技術の積極的な利活用 |
| 5 水銀の大気排出対策の強化 | |
| 6 化学物質管理及び有害大気汚染物質対策の推進 | |

第 4 章 計画目標と施策の方向性

計画の基本的な方向性や目標年度における具体的な目標等を定める。

○ 計画の目標

上記の課題やそれに対する新たな施策の内容を考慮し、見直しも含めて検討する。
（現行）「安全で健康的な大気環境の確保と次世代につなぐよりよい大気環境づくり」

○ 具体的な目標

施策の内容を考慮して、具体的な目標を設定する。

（現行（2021年度目標））

（1）大気環境の状況の把握及び大気汚染の未然防止

石綿除去作業現場の濃度基準達成率	100%
水銀排出基準の達成率	100%

（2）多様な主体の参加による大気環境保全活動の推進

エコドライブ宣言者数	140,000人
揮発性有機化合物の排出量	現況より減少

（3）快適な大気環境の実現に向けた体制の整備

里山林の整備面積	3,600ha
以前より空気がきれいになったと感じる人の割合	35%

第5章 計画の推進施策

目標の達成に向けて、取り組むべき施策の内容をまとめる。

○ 次期計画における施策のポイント（案）

（１）光化学オキシダント対策の推進

高濃度になる要因の解析、濃度の予測手法の開発・活用、一斉メール配信システムによる関係機関への注意報発令情報の提供、ウェブサイトでの情報提供、評価方法に関する検討等

（２）微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の推進

国立環境研究所等の予測システムの活用、一斉メール配信システムによる関係機関への注意喚起情報の提供、ウェブサイトでの情報提供、野外焼却防止パトロール、エコドライブ普及促進等

（３）大気環境の改善及びカーボンニュートラル実現に向けた取組みの推進

R4末に策定予定の「富山県カーボンニュートラル戦略」の内容を踏まえて記載

（４）石綿（アスベスト）飛散防止対策の強化

事前調査に関する指導助言、レベル1・2建材の除去等作業の届出審査及び立入検査による指導助言、レベル3建材の除去作業の実態把握・指導助言、リスクコミュニケーションの推進、災害時に備えた体制整備等

（５）水銀の大気排出対策の強化

排出者への周知啓発、処理業者への対策（水銀入り廃棄物の混入防止、排ガス処理対策）の指導助言等

（６）化学物質管理及び有害大気汚染物質対策の推進

化学物質管理計画策定ガイドライン等を活用した管理計画の策定の促進、大気中の濃度の調査、PRTTR制度に基づく届出集計情報を活用した排出実態の把握、排出抑制に向けた技術的助言、リスクコミュニケーションの推進等

（７）大気環境保全活動の推進及び大気環境に関する県民への情報提供の充実

エコドライブ、宅配便の再配達防止等の普及促進、スターウォッチング、一斉省エネデー等の啓発活動、環境科学センターの「環境楽習室 エコ・ラボとやま」やウェブサイト等での情報発信等

（８）環日本海地域の環境保全及び国際環境協力の推進

国と連携した越境大気汚染に関するモニタリング、北東アジア地域の自治体レベルでの情報交換、環境保全に寄与する人材の育成等

（９）環境放射線モニタリングの実施

緊急時に備えたモニタリング体制の整備・維持、UPZ圏内の環境放射線モニタリングの実施、県内の実態把握等

（10）デジタル技術の積極的な利活用

環境法令手続きのオンライン化、調査データのRPAによる自動集計・クラウド化、大気環境監視及び環境放射線監視のテレメータシステムのクラウド化等

第6章 計画の推進体制

計画の推進に向け、行政機関、事業者、県民・NPOが果たすべき役割等を示すとともに、計画の推進体制や進行管理の方法を定める*。

※ 計画の進行管理と目標を達成するための評価指標を設定